

南部大阪都市計画高師浜丁北部地区地区計画の概要

(1) 地区計画の方針

名 称		高師浜丁北部地区地区計画
位 置		高石市高師浜丁の一部
面 積		約 6.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、浜寺水路沿いのスポーツ施設や市民会館跡地、図書館跡地が位置し、行政サービス機能移転による低未利用地（市所有地）が発生している。高石市都市計画マスタープランを受け、これらの低未利用地において周辺地域の開発動向や機能を活かしつつ、臨海部と内陸部を結びつける内陸臨海連携ゾーンとして一体的に形成する。
	土地利用の方針	浜寺水路周辺の市民会館跡地や図書館跡地等の市有地を含む本地区は、浜寺水路沿いの緑道やスポーツ施設等の水と緑に親しむ空間としての機能を活かしつつ、民間活力の活用等により臨海部と内陸部を結びつける産業活性化を図るため、内陸臨海連携地区として、土地の有効活用を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺住宅地の居住環境との調和を図ると共に、ゆとりと活気のある臨海ゾーンにふさわしい環境を形成する為に、周辺環境に悪影響を与える工場等の建築物の用途について制限を行う。また、堤防の外側の地区であるため住宅系の用途についても制限を行う。

(2) 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅 (2)長屋 (3)住宅で住宅以外の用途を兼ねるもの (4)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (5)建築基準法 別表第2（と）項第4号、（ぬ）項第2号及び第3号に掲げるもの
--------	------------	------------	---

2. 高師浜丁北部地区地区計画

